

所 属 事 業 所
〇〇支社
●●営業所

常務理事	事務長	審 査	担当者
受理 令和 年 月 日			

中電工健康保険組合理事長 殿

	被 保 険 者					異 動 年 月 日	氏 名			性 別	生 年 月 日												
	記 号	番 号					氏 名	健 保			氏 名	年 号	年 月 日										
1	28	5	5	5	5	令和	0	6	1	2	0	1	フリガナ	ケンポ	ケンイチ	1	3	4	4	0	4	0	4
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬		3	4	0	通 貨	330,000	☒	令和6年12月1日新規採用		
	住 民 票 住 所	730 - 0855															☐	令和 年 月 日退職					
	広島市中区小網町6番12号															☐	令和 年 月 日再雇用						
															☐	保険証 回収							
2	28	3	3	3	3	令和	0	6	1	2	0	1	フリガナ	ケンコウ	メグミ	1	3	5	5	0	5	0	5
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬		4	1	0	通 貨	400,000	☒	令和6年12月1日新規採用		
	住 民 票 住 所	730 - 0855															☐	令和 年 月 日退職					
	広島市中区小網町6番12号															☐	令和 年 月 日再雇用						
															☐	保険証 回収							
3	28					令和							フリガナ										
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬					通 貨		☐	令和 年 月 日新規採用		
	住 民 票 住 所	-															☐	令和 年 月 日退職					
																☐	令和 年 月 日再雇用						
															☐	保険証 回収							
4	28					令和							フリガナ										
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬					通 貨		☐	令和 年 月 日新規採用		
	住 民 票 住 所	-															☐	令和 年 月 日退職					
																☒	令和 年 月 日再雇用						
															☐	保険証 回収							

令和 年 月 日提出

① 「異動年月日」欄には退職又は死亡等資格喪失原因が生じた日の翌日を記入すること。
② 「備考」欄には資格喪失の理由(退職・死亡等)を記入すること。
③ この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

住 所
事業主の
名 称
印

健康保険 被保険者資格(取得・喪失)届

《取得》

所 属 事 業 所
〇〇株式会社

常務理事	事務長	審 査	担当者
受理 令和 年 月 日			

中電工健康保険組合理事長 殿

	被 保 険 者					異 動 年 月 日	氏 名			性 別	生 年 月 日											
	記 号	番 号					フリガナ	氏 名			年号	年 月 日										
1	28	5	5	5	5	令和	0	6	1	2	0	1	ケンポ	ケンイチ	1	3	4	4	0	4	0	4
	個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	氏 名	健保	健一	標準報酬	3	4	0	通貨	330,000
	住民票住所	753 - 0251															☒ 令和6年12月1日新規採用					
	山口県山口市大内千坊六丁目8番1号															☐ 令和 年 月 日退職 ☐ 令和 年 月 日再雇用 ☐ 保険証 回収						
2	28					令和							フリガナ									
	個人番号													氏 名			標準報酬				通貨	
	住民票住所	-															☐ 令和 年 月 日新規採用 ☐ 令和 年 月 日退職 ☐ 令和 年 月 日再雇用 ☐ 保険証 回収					
3	28					令和							フリガナ									
	個人番号													氏 名			標準報酬				通貨	
	住民票住所	-															☐ 令和 年 月 日新規採用 ☐ 令和 年 月 日退職 ☐ 令和 年 月 日再雇用 ☐ 保険証 回収					
4	28					令和							フリガナ									
	個人番号													氏 名			標準報酬				通貨	
	住民票住所	-															☒ 令和 年 月 日新規採用 ☐ 令和 年 月 日退職 ☐ 令和 年 月 日再雇用 ☐ 保険証 回収					

令和 年 月 日提出

① 「異動年月日」欄には退職又は死亡等資格喪失原因が生じた日の翌日を記入すること。
② 「備考」欄には資格喪失の理由(退職・死亡等)を記入すること。
③ この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

住 所
事業主の
名 称
印

健康保険 被保険者資格(取得・喪失)届

《喪失》

所 属 事 業 所
〇〇支社
●●営業所

常務理事	事務長	審 査	担当者
受理 令和 年 月 日			

中電工健康保険組合理事長 殿

	被 保 険 者					異 動 年 月 日	氏 名			性 別	生 年 月 日																
	記 号	番 号					フリガナ	氏 名			年号	年 月 日															
1	28	5	5	5	5	令和	0	6	1	2	0	1	ケンポ	ケンイチ	1	3	4	4	0	4	0	4					
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬				通 貨										
	住 民 票 住 所	730 - 0855																									
	広島市中区小網町6番12号																										
2	28					令和							フリガナ														
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬				通 貨										
	住 民 票 住 所	-																									
3	28					令和							フリガナ														
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬				通 貨										
	住 民 票 住 所	-																									
4	28					令和							フリガナ														
	個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	標準報酬				通 貨										
	住 民 票 住 所	-																									

令和 年 月 日提出

① 「異動年月日」欄には退職又は死亡等資格喪失原因が生じた日の翌日を記入すること。
② 「備考」欄には資格喪失の理由(退職・死亡等)を記入すること。
③ この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

住 所
事業主の
名 称
印